

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（798））
2. 日時：平成30年3月23日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、田尻安全審査官、北條技術研究調査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他12名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 原子炉安全技術グループ 担当
他4名

中部電力株式会社：原子力部 設計管理グループ 主任 他2名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 担当 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る基本設計方針（浸水防護施設）、外部火災への配慮に関する説明書、竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書、原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【基本設計方針（浸水防護施設）】

- 技術基準規則第12条第2項に関する基本設計方針について、先般の規則改正を踏まえ記載内容を充実させた上で提示すること。また、当該解釈に示した「サイドバンカ貯蔵プール」の溢水に対する設計方針を整理して提示すること。
- 溢水防護区画の設定に関して、定期検査時にのみ設置する止水板等の常設以外の浸水防止対策について設計を担保するために必要な運用方法を整理して提示すること。
- ブローアウトパネルの開放機能に係る仕様（例：差圧設定値など）について、基本設計方針で明記すべき範囲を整理して提示すること。
- 原子炉建屋6階から5階に溢水を伝播させる排水設備の規制上の位置づけを整理して提示すること。

【外部火災への配慮に関する説明書】

- 放熱を考慮した温度評価式の適用性等について整理して提示すること。また、熱影響評価において考慮している保守性について整理して提示すること。

【竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書】

- 評価対象として選定している設備の代表性について整理して提示すること。また、評価対象部位の考え方、評価式の適用性について整理して提示すること。

【原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書】

○重大事故等対策として、原子炉圧力容器内に注水した場合の容器壁面の温度低下率について整理して提示すること。また、冷却水が低温だった場合の温度低下率について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 抜粋資料
- ・ 東海第二発電所 外部火災に対する評価対象施設の温度評価における周囲温度の設定について
- ・ 外部火災への配慮に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 外部火災への配慮に関する説明書
- ・ 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書
- ・ 原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書に係る補足説明資料 原子炉圧力容器の中性子照射脆化に関する評価の詳細について
- ・ クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 クラス 1 機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書に係る補足説明資料